



平成 27 年 7 月 27 日

各 位

上 場 会 社 名 シグマ光機株式会社
代 表 者 代表取締役社長 近藤洋介
(コード番号：7713)
問 合 せ 先 責 任 者 取締役管理本部長 菊池 健夫
(TEL 03-5638-8221)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 8 月 27 日開催予定の第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するため定款第2条(目的)を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第30条(取締役の責任免除)及び第39条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するとともに、両条文の表記の整合性を取るものであります。

なお、定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年8月27日(木) (予定)
定款変更の効力発生日 平成27年8月27日(木) (予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～3. (条文省略) (新 設)</p> <p>4. ～6. (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定した額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 医療機器の製造</u></p> <p><u>5. ～7.</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務</u>を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務</u>を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>